

Business
Report
No.2001

ゆびすい 経営レポート

今月のトピック

Part 1

受け取り方法で異なる満期保険金
一時金で受領した場合は一時所得

今月のトピック

Part 2

時間外手当の定額払い



信頼と安心、そして未来へ…
YUBISUI

ゆびすいグループ

税理士法人ゆびすい／指吸会計センター株式会社／司法書士法人ゆびすい登記センター／
社会保険労務士法人ゆびすい労務センター／株式会社 ゆびすいコンサルティング

URL: <http://www.yubisui.co.jp/>

ゆびすい

検索

☎ 0120-640-171

詳しくは中面をご覧ください!! ▶▶

OPEN
ここを開いてください!!

今月のトピック
Part 1

受け取り方法で異なる満期保険金 一時金で受領した場合は一時所得

生命保険契約の満期や解約により保険金を受け取った場合には、保険料の負担者、保険金受取人がだれであるかにより異なる。

所得税が課税されるのは、保険料の負担者と保険金受取人とが同一人の場合だ。この場合の満期保険金等は、受け取りの方法により、一時所得又は雑所得として課税される。

保険料の負担者と保険金受取人とが同一人の場合で、満期保険金等を一時金で受領した場合には、一時所得になる。

一時所得の金額は、その満期保険金等以外に他の一時所得がないとすれば、受け取った保険金の総額から既に払い込んだ保険料又は掛金の額を差し引き、さらに一時所得の特別控除額50万円を差し引いた金額となる。課税の対象になるのは、この金額を更に $1/2$ にした金額だ。

満期保険金を年金で受領した場合には、公的年金等以外の雑所得になる。雑所得の金額は、その年中に受け取った年金の額から、その金額に対応する払込保険料又は掛金の額を差し引いた金額である。年金を受け取る際には、原則として所得税が源泉徴収される。

年金が支払われる際は、「(年金の額 - その年金の額に対応する保険料又は掛金の額) $\times$ 10.21%」で計算した所得税及び復興特別所得税が源泉徴収される。

一方、保険料の負担者と年金の受取人が異なる場合には、保険料負担者から年金の受取人に対して、年金を受け取る権利が贈与されたものとみなされ、給付事由発生時点で贈与税が課税される。



税理士の目

堺事業部 山村幸太

保険については①「保険料負担者」②「被保険者」③「受取人」が誰かによって、課税関係が大きく異なってきます。ここでまず確認したいのは①「保険料負担者」です。この部分を「契約者」と記載している文面が多く見受けられますが、これは契約者=保険料負担者が基本的な形になっているからです。では、例えば契約者、受取人が母、保険料負担者、被保険者が父の場合の満期保険金の課税関係はどうなるのでしょうか？
答えは、父から母への贈与となります。相続が発生した場合の死亡保険金も同様に、保険の契約形態によって課税関係が大きく異なってくるので、まずは契約形態をしっかりと確認して、正しい課税をして頂くよう、ご注意ください。

グループ企業だからこそ提供できる完全経営サポート

充実の完全ワンストップ

創業 70 年を超える信頼と実績

250 名を超える専門スタッフ

主要都市を網羅する全国展開

ゆびすいグループ

税理士法人ゆびすい／指吸会計センター株式会社／司法書士法人ゆびすい登記センター／
社会保険労務士法人ゆびすい労務センター／株式会社 ゆびすいコンサルティング

URL: <http://www.yubisui.co.jp/>

ゆびすい

検索

TEL: 0120-640-171

Mail: kigyo-info@yubisui.co.jp

今月のトピック
Part 2

時間外手当の定額払い

時間外手当を定額で支給すること自体は違法ではありません。

ただし、従業員が実際に残業した時間の割増賃金が定額の残業代を超えた場合は、その差額を支払う必要があります。

また定額の手当額のうち、どの部分が残業代に相当する部分か明確に区分されていなければなりません。これらの条件を満たさないと「賃金不払い残業」となるので注意が必要です。

時間外手当を賃金に含ませるためには次の要件を満たす必要があります。

- ①就業規則において、賃金(基本給や手当)に、時間外労働、深夜労働、休日労働の割増賃金を含むことを規定する
 - ②労働契約、労働条件通知、賃金辞令等で本人に、賃金に含まれる残業代部分が明確に区分されて示されていること
 - ③賃金に含めたことにした時間数を超えたぶんについては、別途差額を支払うことおよびその合意ができていること
- 賃金に含ませるための固定残業代の計算は、次の通りです。

月平均所定労働時間… a 固定残業時間… b 総支給額… c 固定残業代… X

$$(c - X) \div a \times 1.25 \times b = X$$

※計算式中の1.25は時間外労働の割増率

※総支給額には、割増率の算定基礎に含まれない手当は含めない

例えば、月平均所定労働時間160時間、固定残業時間20時間、総支給額300,000円の場合で計算してみると

$$(300,000 - X) \div 160 \times 1.25 \times 20 = X \quad X \neq 40,541 \text{円}$$

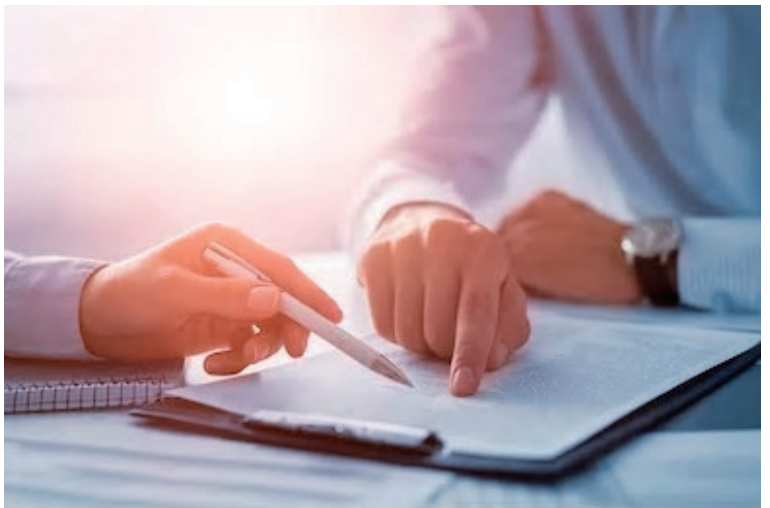
となり、総支給額300,000円のうち、40,541円を固定残業代とすることができます。

【時間外手当の定額払いに関する規定例】

第〇条

時間外労働に対しては、あらかじめ設定した20時間分についての定額残業手当30,000円を支給する。

ただし、実際の労働時間がこれを超えた場合には、法令に基づいた割増賃金を加算する。



社労士の目

福岡事業部 岩切孝太

近年の働き方改革により時間外労働に対する取扱いにも注目が集まっております。企業の中には固定残業代として時間外手当の定額払いを採用されているところもあるかと思えます。

定額払いの導入にあたっては、労働時間の適正な把握、就業規則や労働条件通知書へ何時間分の時間外手当であるかの記載、その時間を超えた分の時間外労働に対しては別途差額を支払うなど注意が必要です。企業の働き方に合った制度の導入を検討しましょう。



ゆびすいは、契約前の「相性マッチングサービス」をお勧めしています

契約までに何をするの？

- ☒ お客様のニーズをヒアリングにてご確認致します
- ☒ 過去の決算分析からお客様の会社の強み、弱みを把握し、ご説明致します
- ☒ これからの企業経営についてご提案致します

これらの業務を通じて、ゆびすいの担当者との相性を確認頂きます。

ご親族、お知り合いの方などで、 「お困りの方」は、いらっしゃいませんか？

企業経営、税金、起業、不動産、相続、人事労務、その他あらゆる疑問、お悩みを

税理士	社会保険労務士	司法書士
公認会計士	中小企業診断士	ファイナンシャルプランナー

など、各分野の専門家がご相談に応じます。

----- お気軽にご連絡、ご紹介下さい。 -----

ご親族、
お知り合いの方が...

- 『独立開業』を考えている。
- 『相続』について、税金・財産分割・生前贈与・遺言・名義の変更などで悩んでいる。
- 『不動産や株』などの売却、購入をした、又は考えているが、税金や名義変更についてアドバイスが欲しい。
- 商売を営んでいるが、節税、財務、人事労務、その他経営に関する『質の高いアドバイスをしてくれる専門家』を探している。

etc...

ご紹介、無料相談の流れ

- 1 まずはお電話、又は直接弊社スタッフに相談者様についてお伝え下さい。
0120-640-171（月～金 9:00～17:00）
↓
- 2 弊社スタッフが相談者様にお電話、メール等にてご連絡差し上げます。
※ ご相談者様が直接弊社にご連絡いただいても構いません。その際はご紹介者様のお名前をお伝え下さい。
↓
- 3 お電話、又はご来社いただき相談者様の疑問について対応いたします。（初回相談60分無料）
※ ご相談の日時はお客様のご都合に合わせ、柔軟に対応いたします。
また、お客様のご都合によりお客様のもとへ直接お伺いすることも可能です。
↓
- 4 無料相談後、有料サービスのご依頼がある場合には、お見積りをさせていただきます。
↓
- 5 お見積りを検討していただき、ご納得いただければ正式に契約成立となります。
高品質なサービスを誠実に提供することをお約束いたします。

よくあるご質問

- Q. 相談者は売上もまだ少ない個人事業者ですが、紹介してもよいのですか？
- A. 是非ご紹介下さい。弊社のお客様は個人商店から上場企業様まで多岐にわたります。小規模な個人事業者のお客様もたくさんいらっしゃいますのでご安心下さい。
- Q. 相談者に現在契約している税理士がいるのですが、無料相談は可能ですか？
- A. 可能です。通常の税務相談や申告書作成については現在ご契約されている税理士に依頼し、その他顧問税理士に相談しにくい案件について弊社にご相談いただければと思います。是非一度お問い合わせ下さい。

ご紹介いただきましたお客様は、ゆびすいグループが責任をもってお手伝いをさせていただきます。

初回60分相談無料

TEL : 0120-640-171